

## 第 2 期基本計画（第 1 期基本計画の目標の評価、第 2 期基本計画の課題） （案）

（※前回の重点評価、基本的施策評価を踏まえて策定）

### ○第 1 期計画の評価

アルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 28 年 5 月にアルコール健康障害対策推進基本計画が策定され、関係府省庁、関係団体、事業者等において、基本計画を踏まえたアルコール健康障害に対する取組が展開された。また、基本計画に基づき、令和 2 年度末までに 47 都道府県全てにおいてアルコール健康障害対策推進計画が策定され、各都道府県においても地域の実情に即したアルコール健康障害対策が講じられた。

アルコール健康障害の予防に係る重点課題に関しては、20 歳未満の者や妊産婦の飲酒リスクに関する普及啓発や不適切な誘引防止などの取組が行われ、20 歳未満の者及び妊娠中の飲酒の割合の低下、男性の飲酒（生活習慣病のリスクを高める量の飲酒）の割合の低下が図られた。

支援体制の整備に係る重点課題に関しては、依存症対策総合支援事業の実施、依存症対策全国センターによる情報発信や研修の実施、医療従事者や相談従事者に対する研修の実施などの取組により、全都道府県に少なくとも 1 か所以上のアルコール健康障害に係る相談拠点の整備、依存症専門医療機関の整備が図られた。

また、各都道府県における計画策定やその進捗確認を討議する場を通じて、地域の関係機関と関連行政部署が一堂に会して話し合うことにより、地域の現状や課題が明らかになり地域における関係機関の連携基盤が構築された。

第 1 期計画及び都道府県アルコール健康障害対策計画に基づき、多様な主体による積極的な普及啓発や医療・相談支援体制の整備をはじめとする、アルコール健康障害に関する取組が総合的に講じられた。その結果、普及啓発、教育の振興、不適切な飲酒の誘引防止、20 歳未満の者等の飲酒割合の低下、地域における医療、相談体制の整備、自助グループの支援に関して、アルコール健康障害対策の全国的な底上げ、基礎的な土台作りがなされたものと評価できる。

## ○第2期計画に向けた課題

一方、第1期計画を振り返ると、重点課題の目標が達成できなかった課題、対策が必ずしも十分ではなかった課題なども残されている。

アルコール健康障害の予防に係る重点課題に関しては、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合について、男性では低下傾向にあったものの、男性、女性とも数値目標を達成することができなかった。特に、女性に関しては、増加傾向に転じており、今後、女性の飲酒問題に関しては総合的な取組が求められる。また、20歳未満の者及び妊娠中の飲酒をなくすという目標についても達成できておらず、引き続き対策が必要である。

支援体制の整備に係る重点課題に関しては、全ての都道府県での相談拠点、専門医療機関の設置は達成されたものの、相談、医療へのアクセスが不十分であるとの指摘も依然として多く、身近な地域で相談等ができる体制整備が求められる。

また、高齢化や女性の社会進出などの社会変化、人々の意識・嗜好の変化、アルコール商品の多様化などに伴う新たな課題に対応することも重要である。このため、第2期においては、特に以下に関する取組を強化すべきである。

- ・ 女性、高齢者、家族に着目したアルコール健康障害に関する取組
- ・ 飲酒量についての正しい知識の分かりやすい啓発
- ・ 早期発見、早期対応を促進し、トリートメントギャップを解消するための関係機関の連携促進に関する取組
- ・ 職域におけるアルコール健康障害に関する取組
- ・ 高濃度アルコール飲料への取組
- ・ 自助グループの活性化に関する取組

第2期計画においては、第1期計画の取組のさらなる推進を図るとともに、新たな課題等に適切に対応することが求められる。また、国民一人ひとりがアルコール健康障害及びこれに関連して生ずる問題について「我がこと」と身近な問題と意識できるような普及啓発、対策の推進を図ることが重要である。